

高裁判決 敗訴

弁護士 平山敏也

2010（平成22）年11月19日に下された高裁判決は、残念ながら敗訴でした。理由中においては、「従業員にとっては全社員販売を行なうことは使用者の業務命令によるものであるとの認識を持つに至ったとしても致し方ないとも考えられ、（中略）控訴人（NTT西日本）は、この点で相当に曖昧な態度を取り続けたものであって、法律上の労使関係の配慮に欠けた不明瞭で不誠実な扱いをしていたものと言わざるを得ない」として使用者側の態度を問題視している部分もありましたが、結論的には全社員販売・WEB学習の業務性を否定する内容になっています。

しかし、使用者が業務命令か否か曖昧な態度をとって、それにより従業員が業務命令であると認識を持ったのであれば、それはまさに業務命令によるものと評価すべきでしょう。そうでなければ、使用者としては曖昧な態度を取っていれば（仕事をさせながら）残業代の支払いを免れられることになってしまいます。

不当判決と思われますので、現在、上告・上告受理申立を行なっています。